

日本サイコオンコロジー学会認定登録精神腫瘍医制度規則

第1章 総 則

第 1 条 日本サイコオンコロジー学会は、がん患者とその家族の診療に誠意をもってあたる臨床医を養成し、良質の医療を提供することを目的として、登録精神腫瘍医を設ける。

第 2 条 日本サイコオンコロジー学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、本学会認定登録精神腫瘍医（以下、登録医）の制度を設け、その運用は登録医制度委員会（以下「制度委員会」）が行う。

第 2 章 登録医制度委員会

第 3 条 登録医の認定並びに資格更新の審査業務のために登録医制度委員会を設置する。委員会の構成、委員長及び委員の委嘱については、委員会規定に定めるとおりとする。

第 4 条 委員の任期は、委員会規定に定めるとおりとする。

第 3 章 登録医の資格

第 5 条 登録医認定の審査を希望するものは、精神腫瘍医として、がん患者及びその家族の気持ちのつらさ・精神心理的な苦痛の軽減および療養生活の質の向上を目的とし、薬物療法のみならず、がんに関連する苦悩などに耳を傾ける等、専門的知識、技能、態度を用いて誠意をもった診療に積極的にあたり、必要に応じて他の精神保健の専門家に連携することに加え、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本国の医師免許証を有し、取得後 5 年以上経過していること。
2. 標榜している精神科もしくは心療内科において 3 年以上の診療歴があること。ただし、委員会で登録精神腫瘍医に準ずる能力があると認めた場合には上記診療歴は問わない。
3. がん医療に従事した経験を計 1 年以上（形態は問わない。例：週 1 度の非常勤でも可）有すること。
4. 本学会の会員であり、申請時に当年度までの会費を完納していること。
5. 日本サイコオンコロジー学会主催の研修会に、最低 1 回は参加したことがあること。（対象となる研修会については細則に記載する。）
6. 患者、家族が受診した場合には、誠意をもって対応するという意思表示として、原則、学会のホームページへの氏名、所属施設名の掲載を承諾すること。
7. 精神腫瘍医として担当した患者または家族、計 15 症例（過去 5 年以内の症例を有効とする）のリストを提出すること。

第 4 章 登録医の認定

第 6 条 登録医認定の審査を希望するものは、別に細則に則って制度委員会に提出しなければならない。

第 7 条 登録医認定の審査は、登録医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第 8 条 登録医認定の審査結果は、代議員総会、学会ニューズレター、ホームページなどにおいて公示する。

第 9 条 本学会理事長は、登録医認定審査合格者に対して登録医証を交付する。

第 5 章 登録医の認定更新

第 10 条 登録医の認定は、5 年ごとに更新するものとする。ただし、正当な理由がある場合は更新を 1 年ごとに猶予することができる。

第 11 条 登録医の認定更新を希望するものは、別に細則に則って制度委員会に提出しなければならない。

第 12 条 登録医認定更新の審査は、登録医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第 13 条 登録医認定更新の審査結果は、代議員総会、ホームページなどにおいて公示する。

第 14 条 本学会代表理事は、登録医認定更新審査合格者に対して登録医証を交付する。

第 6 章 登録医の取消

第 15 条 登録医は、次の理由により、認定登録医制度委員会および理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して登録医としての資格を辞退したとき。
2. 本学会の会則に従って、本学会会員の資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽などが認められたとき。
4. 登録医の認定更新を行わなかったとき。

第 16 条 本学会代表理事は、登録医として不適切な行為のあったものに対して、登録医制度委員会および理事会の議決を経て、登録医の資格を取り消すことができる。

付 則

第 1 条 本規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

第 2 条 本規則の施行に関する細則は別に定める。

2012 年 11 月 30 日 改正（表題、第 2 条、第 5 条）

2013 年 10 月 31 日 改正（第 3 条、第 4 条）

2016 年 12 月 2 日 改正（第 5 条）

2020 年 11 月 15 日 改正（第 10 条、第 13 条）

2023 年 6 月 13 日 改正（第 5 条）

日本サイコオンコロジー学会認定登録精神腫瘍医制度施行細則

第 1 条 日本サイコオンコロジー学会認定登録精神腫瘍医制度の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本細則に従うものとする。

第 2 条 登録医制度委員会の事務は、日本サイコオンコロジー学会事務局において行う。

第 3 条 登録精神腫瘍医の資格申請をする者は、次の各号に定める申請書類の各 1 通を書留郵便にて登録医制度委員会まで郵送しなければならない。

1. 登録医認定申請書（様式 1）。
2. 履歴書（様式 2）。略歴に精神科医、心療内科医等の勤務実態がわかるように、施設のみでなく、診療科名を明記すること。
3. 医師免許証（写し）。
4. 日本サイコオンコロジー学会主催の研修会への参加を証明するもの（研修会の修了証等が提出できない場合にはその旨を記載した理由書を提出すること。2008 年以前の開催分の受講者は受講記録が事務局に保存されているのでその旨を記載のこと。該当する研修会については第 5 条に記載。）
5. 学会のホームページへの氏名、所属施設名の掲載承諾書（様式 3）。
6. 精神腫瘍医として担当した患者または家族の症例リスト（計 15 症例、過去 5 年以内の症例を有効とする）（様式 4）。15 症例に関しては年齢、性別、がんの種類、精神医学的な診断名（DSM もしくは ICD のコードも記載。正常反応の場合はその旨を記載する。）を記載すること。症例は適応障害、うつ病（大うつ病）、せん妄、認知症等とするが、診断がつかない精神心理的苦痛やがん患者・家族、遺族の正常反応に対応したケースを含めてよいものとする。ただし、診断名が偏らないこと、また正常反応は 7 例以内とすること。
7. 審査料振込証明書（写し）。
8. 標榜している精神科および心療内科において 3 年以上の診療歴がない場合、登録精神腫瘍医にふさわしい能力があることの自己申告書（様式 5）

第 4 条 すべての審査は、申請年度の年度末までに終了する。

第 5 条 すべての審査結果は、本学会代議員総会、学会ニューズレターおよびホームページなどにおいて公示する。

申請資格

1. 医師免許取得後 5 年以上経過していること。
2. 標榜している精神科もしくは心療内科において 3 年以上の診療歴があること。ただし、委員会で登録精神腫瘍医に準ずる能力があると認めた場合には上記診療歴は問わない。
3. がん医療に従事した経験を計 1 年以上（形態は問わない。例：週 1 度の非常勤でも可）有すること。
4. 本学会の会員であり、申請時に当年度までの会費を完納していること。
5. 日本サイコオンコロジー学会主催の研修会（精神腫瘍医コースおよび登録医申請対象として認定された

もの)に、最低 1 回は参加したことがあること。

2006-2009 に開催されたものについては、以下の 5 回の研修会が該当。

サイコオンコロジストのための講習会 2006 年 3 月 4 日 (東京)

サイコオンコロジストのための講習会 2006 年 6 月 10 日 (京都)

サイコオンコロジー研修会 2007 (精神科医・医療従事者対象) 2007 年 11 月 29 日 (札幌)

サイコオンコロジー研修会 2008 (医療従事者対象) 2008 年 10 月 11 日 (東京)

サイコオンコロジー研修会 2009 (精神科医・医療従事者対象) 2009 年 9 月 30 日 (広島)

第 6 条 登録医の認定更新などの申請

認定登録精神腫瘍医の認定更新の申請をする者は、次の各号に定める申請書類を最終年度の 12 月末までに書留郵便にて認定登録医制度委員会まで郵送しなければならない。認定更新は毎年 9 月 1 日をもって開始とする。なお、資格更新に際しては、資格取得後から継続して本学会の会員であることが必要である。規則第 10 条による更新の猶予の適応を受ける場合において、下記 3 項および 4 項の期間は 5 年に猶予期間を加えた期間とする。

1. 登録医認定更新申請書 (様式 6)。

2. 履歴書 (様式 2)。

3. 更新前 5 年以内の本学会総会への出席または筆頭での学会発表または研修会 (精神腫瘍医コース、多職種支援コース、登録医申請対象研修会) の参加を計 3 回以上行ったことを証明する資料。

ただし登録医申請対象研修会の参加は複数回受講しても 1 回分までしか更新の要件として認めない。多職種支援コースと精神腫瘍医コースは 2 回もしくは 3 回受講した場合、それぞれ 2 回分、3 回分として認める。該当例：学会総会に 3 回出席。学会総会に 2 回出席かつ上記研修会の 1 つに 1 回参加。学会総会に出席し同時に筆頭で発表し、上記研修会のうち 1 つに 1 回参加。学会総会に 1 回出席し、上記研修会に 2 回参加。(ただしうち 1 回以上多職種支援コースもしくは精神腫瘍医コースであること。) 多職種支援コースか精神腫瘍医コースを 3 回受講しても要件をみたす。組み合わせの詳細については別途ホームページ上に記載。

4. がん患者、家族の診療リスト (更新前 5 年以内の 15 例) (様式 4)。

5. 更新料振込証明書 (写し)。

第 7 条 認定登録医審査料, 認定登録医認定料, 認定登録医更新料は次のとおりとする。

1. 登録医審査料 2000 円

2. 登録医認定料 5000 円

3. 登録医更新料 5000 円

付則

2016 年 3 月 25 日 改正 (第 6 条)

2016 年 12 月 2 日 改正 (第 3 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 7 条)

2018 年 9 月 20 日 改正 (第 6 条)

2021 年 2 月 3 日 改正 (第 5 条、第 6 条)

2023 年 3 月 31 日 改正 (第 7 条)

2023 年 6 月 13 日 改正 (第 3 条、第 5 条、第 6 条)

2024 年 4 月 22 日 改正 (第 3 条、第 6 条)

2024 年 11 月 2 日 改正 (第 3 条)

2025 年 3 月 28 日 改正 (第 6 条)

2025 年 8 月 19 日 改正 (第 3 条)